

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成29年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 試験の日時及び場所

平成29年11月10日（金曜日）午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部大会議室

2 受験手続

（1）受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

（2）受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

（3）受験願書受付期間

平成29年9月22日午前8時30分から平成29年10月20日午後5時15分まで

（郵送の場合は平成29年10月20日付け消印のあるものを有効とする。）